

防府市ネーミングライツ事業実施要綱

平成31年2月27日制定

(目的)

第1条 この要綱は、施設の充実や施設利用者のサービス向上に充てる新たな財源を確保するために実施するネーミングライツ事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ネーミングライツ 市の施設に企業名や商品名等を冠した愛称を命名する権利をいう。
- (2) パートナー 契約上のネーミングライツに基づき愛称を付与する事業者をいう。
- (3) 事業者 法人又は法人により構成されたグループをいう。
- (4) ネーミングライツ事業 市がネーミングライツを付与することで対価を得る事業をいう。

(基本的な考え方)

第3条 ネーミングライツ事業は、施設本来の目的に支障が生じない方法により実施するとともに、市の社会的な信頼性及び公平性が損なわれることのないように適正に行うものとする。

2 ネーミングライツ事業を導入した施設について、市は積極的に愛称を使用するものとする。ただし、条例上の施設名称については変更しないものとする。

3 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者制度を導入している施設については、施設の管理運営に支障をきたすことのないよう指定管理者とあらかじめ協議を行うものとする。

(対象施設)

第4条 ネーミングライツ事業の対象となる施設は、次の各号のいずれかとする。ただし、施設の性格上、愛称を命名するのが適当でないと判断できる市庁舎、学校等は対象から除外する。

- (1) 不特定多数の市民等が利用する施設
 - (2) 多くの市民等の目に触れるなど広告効果が見込まれる施設
 - (3) その他、ネーミングライツ事業の活用が有効と見込まれる施設
- (募集)

第5条 パートナーの募集は、施設の所管課が次の各号に掲げる事項を掲載した募集要項を定め、原則として、市ホームページ等を通じて公募により行うものとする。

- (1) 対象施設の概要
- (2) 愛称の命名条件
- (3) 愛称の使用期間
- (4) ネーミングライツ料
- (5) パートナーの応募資格
- (6) パートナー選定の基準及び方法
- (7) 費用の負担区分
- (8) ネーミングライツに付帯する権利・特典
- (9) その他募集に関して必要な事項

2 募集要項は、第10条に規定する委員会において審査するものとする。
(パートナーの要件)

第6条 パートナーとなることができる事業者は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 国税又は地方税を滞納している事業者
 - (2) 防府市広告掲載基準第3条に規定する規制業種又は事業者
 - (3) 指定管理者制度を導入している施設の管理運営に支障をきたす恐れのある指定管理者と競合する事業者
 - (4) その他適当でないと市が認める事業者
- (愛称の要件)

第7条 愛称は、施設にふさわしく市民に分かりやすく親しまれるものとし、次の各号に定めるものは使用してはならない。

- (1) 法令等に違反するもの又はその恐れがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はその恐れがあるもの

- (3) 人権侵害となるもの又はその恐れがあるもの
 - (4) 政治性又は宗教性のあるもの
 - (5) 社会問題その他についての主義主張にあたるもの
 - (6) 青少年の保護及び健全育成の観点から適切でないもの
 - (7) 個人の氏名
 - (8) その他適当でないと市が認めるもの
- (ネーミングライツを付与する期間)

第8条 ネーミングライツを付与する期間は、原則3年以上とする。

2 市民及び施設利用者の混乱を避けるため、期間の途中で愛称の変更はできないものとする。ただし、パートナーが社名を変更するなど相当の理由があると市が認める場合を除く。

3 契約の更新による期間の延長は妨げないものとする。

(ネーミングライツ料)

第9条 パートナーは、当該年度分のネーミングライツ料を市が指定する期日までに一括して納入するものとする。

2 既に納入したネーミングライツ料は返還しないものとする。ただし、パートナーの責めに帰さない理由によりネーミングライツ事業が継続できないときは、この限りではない。

(審査委員会の設置)

第10条 ネーミングライツ事業に係る審査を行うため、防府市ネーミングライツ審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会の組織及び運営に関して必要な事項は別に定める。

(優先候補者の選定)

第11条 委員会は、選定基準により審査を行い、評価点の最も高い事業者を優先候補者に選定するものとする。

2 施設の所管課は、選定結果を全ての応募者に通知するものとする。

(優先候補者との協議)

第12条 施設の所管課は、優先候補者と契約内容について協議を行う。

2 優先候補者と協議が整わなかった場合は、次に評価点の高い事業者から順に交渉するものとする。

(契約の締結)

第13条 市長は、前条で契約内容の協議が整った事業者をパートナーに決定し、ネーミングライツ事業に係る契約を締結するものとする。

2 契約書には次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 契約の目的
- (2) 愛称・契約期間
- (3) ネーミングライツに付帯する権利・特典
- (4) リスク分担
- (5) 契約金・支払方法・支払期日
- (6) 権利譲渡等の禁止
- (7) 契約の解除・更新
- (8) 違約金・原状回復・損害賠償
- (9) その他必要な事項

(愛称の周知)

第14条 愛称を決定した際は、市広報等により広く周知するものとする。

(契約の解除等)

第15条 次の各号のいずれかに該当するときは、契約は市によって解除され、パートナーはネーミングライツを失う。

- (1) パートナーが契約に違反したとき。
- (2) その他パートナーの信用失墜行為等により施設のイメージが損なわれる恐れが生じたとき。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年8月5日から施行する。